福祉業務専門員（会計年度任用職員）募集要項

項　　目	内　　容
職名	福祉業務専門員
任用根拠	地方公務員法第２２条の２第１項第１号
採用予定人数	１名程度
任用期間	令和8年１２月１日以降の任用日から令和9年3月３１日まで ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 　なお、期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都大田児童相談所
職務内容	児童相談補助業務（以下、業務内容例示） （１）　児童虐待ケースへの初期対応に関わる業務 （２）　児童記録等の入力補佐業務 （３）　関係機関からの照会対応業務 （４）　保護者面接時の児童見守り （５）　児童移送時の送迎付き添い （６）児童福祉司業務に関する補佐業務
応募資格･求められる能力	※（１）から（４）までの全てに該当する者 （１）児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者 （２）次のアからオまでのうち、いずれかに該当する者 ア 介護福祉士の資格を有する者 イ 保育士の資格を有する者 ウ 介護職員初任者研修を修了した者（旧ホームヘルパー1 級及び 2 級を含む） エ 社会福祉施設等における実務経験２年以上 オ 大学・短期大学の社会福祉系学部を卒業又は見込み カ 社会福祉専門学校の卒業生・卒業見込み キ 精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者 ク 作業療法士の資格を有する者 ケ 精神科病院又は精神障害者の社会復帰施設、若しくはこれに類する精神障害者の施設等における業務従事経験が２年以上ある者 （３）事務処理（Excel、Word 等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者 （４）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者
勤務日数	月１６日以内　＊応相談
勤務時間	１日７時間４５分 　８時３０分から１７時１５分まで　または　９時００分から１７時４５分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	正午から午後１時まで
所定勤務時間を超える勤務の有無	有（業務の必要上やむを得ない場合）
休暇	（１）有給

	年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、病気休暇 （２）無給 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	日額　１２，８００円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限７，１００円/日） ※ 原則として月の１日から末日までの期間分を原則として翌月１５日に支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等に加入 （要件を満たした場合）
募集期間	随時募集
応募方法	次の応募書類を電子メールで送付してください。 （１）応募書類 ①会計年度任用職員申込書（別紙） ※正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ②作文 ・課題「志望動機」 ・字数　８００字程度 （２）申込先 送付先メールアドレス：S1144601@section.metro.tokyo.jp 送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（福祉業務専門員） **※申込み確認後、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。** **※郵送又は持参による応募は受け付けていません。(やむを得ない場合はご相談ください。)**
選考方法	（１）第一次選考（書類選考） （２）第二次選考（面接） ※ 合否結果については、郵送により通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんのでご了承ください。
応募・問合せ先	〒１４３-００１５　大田区大森西２－３－２２ 東京都大田児童相談所連携推進課　管理担当 電話：０３－５７６３－５３６４

○上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。